

亀山市告示第64号

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市創業資金利子補給金交付要綱（平成29年亀山市告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が行う貸付けのうち次に掲げるもの（以下「貸付資金」という。）とする。</p> <p>(1) 新企業育成貸付のうち新規開業資金（<u>中小企業経営力強化関連を除く。</u>）及び新規開業・スタートアップ支援資金（<u>中小企業経営力強化関連を除く。</u>）並びに新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金であって、次の貸付条件を満たすもの</p>	<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が行う貸付けのうち次の各号に掲げるもの（以下「貸付資金」という。）とする。</p> <p>(1) 新企業育成貸付のうち新規開業資金、<u>女性、若者／シニア起業家資金及び再挑戦支援資金</u>並びに新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金であって、次の貸付条件を満たすもの</p>

<p>[ア～ウ 略]</p> <p>(2) <u>新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金、新規開業資金（中小企業経営力強化関連に限る。次条において同じ。）及び新規開業・スタートアップ支援資金（中小企業経営力強化関連に限る。次条において同じ。）</u>であって、次の貸付条件を満たすもの</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>(利子補給の対象者)</p> <p>第4条 利子補給の対象者（以下「対象者」という。）は、融資機関から貸付資金を借り受けた者であって、市内に主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有するものとする。ただし、<u>新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金、新規開業資金及び新規開業・スタートアップ支援資金</u>を借り受けた者にあつては、業歴が5年を超えるものに限る。</p> <p>[2 略]</p>	<p>[ア～ウ 略]</p> <p>(2) <u>新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金</u>であつて、次の貸付条件を満たすもの</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>(利子補給の対象者)</p> <p>第4条 利子補給の対象者（以下「対象者」という。）は、融資機関から貸付資金を借り受けた者であつて、市内に主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有するものとする。ただし、<u>新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金</u>を借り受けた者にあつては、業歴が5年を超えるものに限る。</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。